

令和4年度 林業従事者等確保緊急支援対策補助金のうち
労働安全確保・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業

第1次募集選定企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評

(第1次審査)

■本事業の趣旨

本事業は林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主や選定経営体等に対し、林業労働力の確保をはかるため、安全で快適な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で快適な職場づくりの確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

本総評は令和5年2月3日から令和5年3月30日まで交付申込を受け付けた第1次募集に対するものです。

なお、本事業は第1次募集において、令和4年度補正予算の補助金額を大きく超過する交付申込がありましたので、第2次募集は実施しません。

■導入品に関して

1) 安全衛生装備・装置の導入に伴う製品の評価と普及について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして地域の林業労働災害の撲滅を目的とし、導入する安全衛生装備・装置は、新規性と試行的な導入に対して助成を行っている。

このため、導入する安全衛生装備・装置については、同様の機能を有する複数社の製品を導入して比較検討すること。なお、導入する製品ごとに使用者の指定書式アンケートを行うこと。

2) 保護衣（防護ズボン・チャップス）の導入について

下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン）は、労働安全衛生規則で規定されるJIS T8125-2（class1以上）に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものであること。

なお、JIS T8125-2は令和4年9月に改正され、国際規格ISO 11393-1～ISO 11393-6に適合した。このため、厚生労働省労働基準局通達により「令和6年1月以降は改定前のJIS適合品は、新たなJISに適合したものに切り替えることが望ましいと」されているので注意すること。新しいJIS T8125-2に適合した切創防止用保護衣には「JIS2022（class1～class3）」の情報が容易に消えない方法で表示することになっているので確認すること。

3) フェイスガード・イヤーマフ付きヘルメットの導入について

防護帽に関しては伐木作業用で普及が遅滞するフェイスガード・イヤーマフ付きのヘルメットの導入を行うこと。なお、後付け可能なフェイスガード・イヤーマフのみの導入や、一般的な保護帽にフェイスガード・イヤーマフを取り付けた保護帽も補助対象とする。

4) 安全靴（防護ブーツ）の導入について

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される JIS T8125-3 (class1以上) に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものであること。

5) 空調服及び空調ベストの導入について

空調服及び空調ベストは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。また、速乾性・接触冷感性などのインナーとセットで使用することで効果が高まるので、導入をあわせて検討すること。

6) 林業事業場の安全衛生に直接関与しない安全衛生装備・装置について

これまでも作業場で使用されてきた腰鉈、腰袋、スパイク付地下タビ、JISに適合しない防護ズボン及び防護靴、並びに生産性の向上をはかる林業機械は、直接的な安全衛生の確保向上につながらないので補助対象外とする。

■研修計画について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の地域への普及啓発が事業の目的の一環である。

このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう検討すること。

以上